

労働者派遣事業におけるマージン率の公開

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象期間：2024年12月～2025年11月)

1. 派遣労働者の数	15人
2. 派遣先の数	1件
3. マージン率	37.95%
4. 労働者派遣に関する料金額の平均額（日額）	36,798円
5. 派遣労働者の賃金額平均額（日額）	26,880円
6. 派遣労働者の待遇決定方式	労使協定方式
7. 協定書の有効期間の終期	2026年9月30日

注) マージン率に含まれている費用

- ・会社が負担する社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料）
- ・会社が負担する雇用保険料、労災保険料
- ・有給休暇に関する負担分
- ・教育訓練費、健康診断費用等の福利厚生費
- ・会社運営費
- ・営業利益